

鹿屋市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市管理職員等の範囲を定める規則（平成18年鹿屋市公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項職の欄中「・政策推進課課長補佐」を「・人口減少対策本部主幹・政策推進課課長補佐」に改め、「財政課課長補佐」の次に「・財政課主幹（財務担当）・人口減少対策本部主査」を加え、「及び主任主事」を「（人事担当）・総務課主任主事」に改め、教育委員会の項職の欄中「教育総務課管理係長」の次に「・教育総務課総務係長」を加え、同表備考6中「第20条第1項」を「第26条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。